

まちづくりチャレンジ協働事業補助金対象経費

項目		対象経費
報償費		講師、出演者等に対する謝礼
旅費		講師、出演者等の交通費等
需用費	消耗品費	協働事業の実施に必要な消耗品費
	燃料費	作業に必要な機材、車両等の燃料費
	印刷製本費	パンフレット、ポスター等の印刷費及び簡易印刷(コピー)
役務費	通信運搬費	協働事業の実施、連絡等の文書を送付するための郵送料等
	筆耕翻訳料	横幕、看板等の製作等
	保険料	ボランティア保険等の掛金
使用料及び賃借料		会場使用料及び事業に要する機器等の借上料
原材料費		協働事業の実施に必要な原材料費
その他		上記以外で、協働事業の実施に必要であると市長が認めるもの

※食糧費について

原則、食糧費は対象外経費ですが、以下の場合は対象経費となる場合があります。事前に相談ください。

- ・料理教室など食材を使用しなければ事業が成り立たない場合の原材料等

【対象外となる経費】

- ・団体の日常の事務処理を行うために必要な備品や消耗品等
- ・団体の構成員の飲食や親睦に要する経費
- ・受取人が、団体の構成員となる謝礼
- ・アルバイトなどの人件費
- ・参加者へ配布する記念品等
- ・宿泊費
- ・「領収書が無い」「使途が不明な」経費

